

## 【労務】日本とルクセンブルクの社会保障協定の発効について

5月15日、ルクセンブルクにおいて、「社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定」(日本・ルクセンブルク社会保障協定：2014年10月10日署名)の効力発生のための外交上の公文の交換が行われました。これにより、本協定は、本年8月1日に効力を生ずることになります。

### ■ 社会保障に関する日本とルクセンブルクとの協定概要

国際間の人的移動に伴い、外国に派遣される日本人及び外国から日本に派遣される外国人について、次のような問題が生じています。

#### (1) 二重加入

相手国に派遣され就労している人については、派遣中でも自国の年金制度に継続して加入している場合が多く、自国の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して二重に保険料を支払うことを余儀なくされていること。

#### (2) 年金受給資格の問題

日本の公的年金制度に限らず、外国の公的年金制度についても老齢年金の受給資格のひとつとして一定期間の制度への加入を要求している場合がありますが、相手国に短期間派遣され、その期間だけ相手国の公的年金制度に加入したとしても老齢年金の受給資格要件としての一定の加入年数を満たすことができない場合が多いため、相手国で負担した保険料が掛け捨てになること。

上記の問題を解決するために、以下の2つを主な内容とした社会保障協定を締結しています。

#### (1) 適用調整

相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用する。

#### (2) 保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようにする。

日本・ルクセンブルク社会保障協定は、これらの問題を解決することを目的としており、この協定が効力を生ずれば、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。また、両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立できることとなります。

条約発効及び交渉現況等	発効済・署名済等相手国	発効日・署名締結日等
社会保障協定の発効済	ドイツ	平成12年2月1日発効
	英国	平成13年2月1日発効
	韓国	平成17年4月1日発効
	アメリカ	平成17年10月1日発効
	ベルギー	平成19年1月1日発効
	フランス	平成19年6月1日発効
	カナダ	平成20年3月1日発効
	オーストラリア	平成21年1月1日発効
	オランダ	平成21年3月1日発効
	チェコ	平成21年6月1日発効
	スペイン	平成22年12月1日発効
	アイルランド	平成22年12月1日発効
	ブラジル	平成24年3月1日発効
	スイス	平成24年3月1日発効
	ハンガリー	平成26年1月1日発効
	インド	平成28年10月1日発効
	<b>ルクセンブルク</b>	<b>平成29年8月1日発効予定</b>
社会保障協定の署名済	イタリア	平成21年2月署名
	フィリピン	平成27年11月署名
	スロバキア	平成29年1月署名
政府間で交渉中	スウェーデン	平成23年10月から協議中
	中国	平成23年10月から協議中
	トルコ	平成26年5月から協議中
予備協議中等	オーストリア	平成22年10月から協議中
	フィンランド	平成24年10月から協議中

【参考】在ルクセンブルク邦人数(永住者除く)：581名(うち民間企業関係者186名)、平成27年10月時点。

本協定は、既に発効済みのドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー及びインドに続く、わが国にとって17番目の社会保障協定となります。